

# 令和8年度インドネシア共和国移住労働者保護省と連携した特定技能人材受入業務委託仕様書

## 1 業務目的

生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。また、経済のグローバル化や技術革新が進展する中、企業では多様な人材が求められている。

こうした状況を踏まえ、県においては、令和8年1月にインドネシア共和国移住労働者保護省（以下「保護省」という。）との間で特定技能人材の育成、送出し及び受入れの促進に関する覚書を締結した。

外国人の受入れノウハウが分からず外国人を雇用したことがない県内企業が一定数存在する中、この覚書に基づき、インドネシア特定技能人材を主に外国人材未雇用企業で受け入れを行い、将来的な人手不足に備えることを目的とする。

## 2 業務内容

### 【事業の概要】

本事業は保護省と連携した特定技能人材（特定技能1号）送り出しのプロジェクトであり、

- ・ 訓練生16名の募集・選定、
- ・ インドネシア政府が管轄する訓練校（BBPVP SERANG 以下「セラン訓練校」という。）において、訓練生に対する日本語教育、特定技能試験対策を実施し、特定技能として必要な要件を備えさせること並びに必要な職業訓練等の実施、
- ・ 訓練生の受入候補企業（業種は指定しない）の募集、面接設定、採用、入国までのサポートの実施を行うものであり、この事業を実施するために必要な提案を募集するものである。

なお、職業訓練について受入決定企業のニーズに対応できる職業訓練がセラン訓練校で行える場合（※1）は、保護省と共同で職業訓練を行うこととし、同校で対応できない場合は、応募者が用意する施設等で職業訓練を行うこととする（※2）。

最終的に日本入国までのサポートを行うこととする。

（※1）セラン訓練校の代表的な送り出し分野は製造業、プロセス産業である。また、得意とする職業訓練は電気関係、溶接関係、製造関係である。その他の訓練についてもセラン訓練校へ相談し対応できる場合があるため、受入候補企業の募集・選定の段階で相談されたい。

（※2）特定技能1号として送り出すための日本語要件（「日本語能力試験（JLPT）：N4以上」または「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）：A2以上」（以下「日本語試験」という。）合格）及び特定産業分野別の「技能評価試験」合格が必須要件であるが、加えて、受入決定企業のニーズに対応した実技の職業訓練を可能な限り行い、即戦力として稼働できる人材を育成することとする。

### 【スケジュール】

概ね以下の表に示す各工程及びそのスケジュールについて、次の【各工程の説明】中の具体的な業務内容で特定技能人材の育成、送り出しを行うこととする。

その中で、応募者は各業務の効率的・効果的な方法について提案するものとする。

なお、表中の時期については、県と保護省が事前に協議したスケジュール案であり、この工程に沿った提案を原則とし、最終、令和9年3月末までに入国できるスケジュールを提案すること。

	工程	時期
1	受入候補企業募集・決定	6月～7月
2	訓練生募集・選考	7月
3	訓練（日本語教育等）実施	8月～10月
4	受入候補企業と訓練生の採用面接	8月～10月
5	日本語試験、特定技能試験の受験	10月
6	職業訓練実施	10月～1月
7	出国手続等	10月～3月

### 【各工程の説明】

#### 工程1：受入候補企業募集・決定（6月～7月）

- ① 「1 業務目的」に記載のとおり、外国人未雇用企業を主な受入先としているため、外国人材未雇用企業やインドネシア人材未雇用企業に効果的な方法で訴求し、受入候補企業を集めること。
- ② 本事業を活用するメリット等を効果的な方法で周知し、企業を集める計画を提案すること。
- ③ 県との契約が決まった段階で早急に本業務に取り掛かること。
- ④ 受入候補企業については、インドネシア政府が運営する海外就労者の管理システム（SISKOP2MI）に求人登録等を行う必要があり、支援を行うこと。
- ⑤ 受入候補企業が一定数集まった段階で、早急に次の工程である訓練生の募集に随時取り掛かってよい。

#### 工程2：訓練生募集（7月）

- ① 「工程1④」で示した求人登録に対して、訓練生を募集すること。
- ② 訓練生については、令和9年3月末までに特定技能人材として来日できるよう逆算し、短期（概ね3か月程度）での特定技能試験に合格する能力育成が求められるため、日本語学習経験がゼロの者ではなく、ある程度日本語を勉強したことのある者を募集、選考すること。
- ③ 応募者において、②の訓練生の募集、選考が困難である場合は、保護省の協力を仰ぐことも可能であるため、企画提案時にその旨申告すること。
- ④ 選考した訓練生のリストについては、県及び保護省に共有すること。
- ⑤ なお、訓練生は、全員日本に送出す（※）ことを条件とする。

（※）原則香川県内企業への就職を目指す。が、応募が少ない場合は県外企業への就職もやむを得ない。

#### 工程3：訓練（日本語教育等）実施（8月～10月）

- ① 訓練生が、特定技能1号の日本語要件となる「日本語能力試験（JLPT）：N4以上」または「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）：A2以上」（以下「日本語試験」という。）合格することを目標に日本語教育を実施すること。
- ② 合わせて、特定産業分野別の「技能評価試験」対策を行うこと。
- ③ 上記学習期間は概ね3か月程度を想定していること。
- ④ 日本語教員に加え、特定技能試験対策やクラスの進捗管理を行う者、セラン訓練校や保護省との連絡調整を行う者等（以上は重複して差し支えない）を手配すること。

- ⑤ 訓練生のセララン訓練校への通学又は宿泊費は保護省で負担するため、見積額に含めないこと。また、応募者が派遣する④の日本語教員をはじめとするスタッフをセララン訓練校に通勤させるか・住み込みさせるかは本事業受託事業者決定後に別途協議するものとし、当該費用については、県で負担するため、見積額に含めないものとするが、派遣するスタッフをセララン訓練校に通勤させるか、住み込みさせるかは応募者の希望を明記すること。

#### 工程4：受入候補企業と訓練生の採用面接（8月～10月）

- ① 受入候補企業と訓練生の採用面接をオンラインまたは現地で設定し、必要なサポートを行うこと。
- ② 採用が決まった場合は、保護省の指示に従い、雇用契約の届出等を行うこと。
- ③ 訓練生が「工程1」で集めた受入候補企業への採用が決まらない場合は、他県企業含め、日本での就職ができるように努めること。

#### 工程5：日本語試験、特定技能試験の受験（10月）

- ① 日本語試験及び技能評価試験の受験日程を調整の上、訓練生が円滑に受験できるように努めること。
- ② 訓練生が合格するまで（受託期間中に限る）サポートを行うものとする。
- ③ 受験時期については、必ずしも10月である必要はなく、適当な時期を設定すること。

#### 工程6：職業訓練実施（10月～1月）

- ① 受入決定企業のニーズに対応できる職業訓練がセララン訓練校で行える場合（※1）は、保護省と共同で職業訓練を行うこととし、同校で対応できない場合は、応募者の施設等で職業訓練を行うこと（※2）。
- ② 実施時期については、受入企業が決定する前に「工程3」の日本語教育等と並行して行っても差し支えない。
- ③ セララン訓練校で行う職業訓練に係る費用は保護省が負担するため、極力セララン訓練校で実施すること。

注釈（※1）、（※2）については、前記「2 事業内容-【事業の概要】」を参照

#### 工程7：出国手続等（10月～3月）

- ① 「工程4」及び「工程5」を経て日本への渡航が決まった訓練生については、随時出国手続きを行うものとし、一連の手続きサポートを行うこと。また、本プロジェクトは外国人材未雇用企業を主な対象として想定しているため、受入企業に対しても手厚いサポートを行うこと。
- ② 保護省から SISKOP2MI への登録等の出国手続等に関する指示があった場合は従うこと。

#### 【費用負担】

- ① 委託料の予定価格については、16名の訓練生を人材紹介により送出す場合の育成・送出し費用を参考に積算を行っている。
- ② そのため、県からの委託料により、大半の事業経費が賄われているものと考えているが、受入企業や訓練生からの費用徴収を妨げるものではない。
- ③ ただしその場合は、本事業を利用することのメリットを受入企業及び訓練生が感じられるように、費用徴収については安価に抑えることとし、その内訳についても十分合理的な説明がつくものとすること。

(費用の内訳については保護省にも報告を求められているため、本事業の受託事業者決定後に報告予定である。)

- ④ 見積において、県からの委託料の使途内訳に加えて、受入企業及び訓練生から費用徴収する場合は、その費用についても参考情報として記載すること。

### 3 業務報告書等の作成及び提出

(1) 月次業務報告書の作成及び提出

毎月、月次業務報告書（実施業務、経費、課題・問題点等の報告事項、今後の実施予定等）を作成し、翌月 10 日までに県へ提出すること。

(2) 随時報告

各業務の進捗状況、実績、業務運営に当たっての課題・問題点等、業務運営上必要な協議事項が生じた場合には、迅速かつ誠実にこれを県に随時報告するものとする。また、県が報告を求めた場合も同様とする。

(3) 実施報告書

全事業完了後に実施報告書を開催日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに県に提出すること。

(4) その他

月次報告書、随時報告、実施報告書の様式については、契約締結後、別途、県と調整すること。

### 4 事業の実施基準

- (1) 本事業は県と保護省との共同事業であるため、随時、両者の指示を仰ぎながら事業を進めるものとする。

- (2) また、県及び保護省の信用失墜につながらないように、本国の労働関係法令だけでなく、インドネシア共和国の労働関係法令の遵守に十分配慮すること。

- (3) 本業務に係る苦情等について、担当窓口を設置するなど責任を持って対応すること。また、対応した事項については、随時、県に報告すること。

- (4) 業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県及び保護省との連絡調整を綿密に行うとともに、円滑に当該業務が行えるよう進行管理を行うこと。また、業務履行場所がインドネシア共和国内となるため、現地スタッフと綿密な情報連携を行うこと。

### 5 注意事項

- (1) 協議内容により事業内容を一部変更することがある。

- (2) 受託事業者は、業務委託契約締結後、速やかに、実施計画書を提出の上、県の承認を得ること。

なお、実施計画書承認後であっても、契約書及び仕様書等において、別途、県との協議事項として留意した事項については、適宜、県の承認を得ること。

- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。

県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。

- (5) 本事業に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守すること。また、保有する必要のなくなった個人情報等については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 本事業において収集した企業等データ、個人情報等は従来の業務とは別に管理すること。
- (7) 本事業の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (8) 受託事業者は、本事業と受託事業者の本来の事業を区別して管理すること。
- (9) 天災その他経済情勢等により、本業務の実施が困難となった場合は、別途、変更契約を締結の上、本業務の準備に要した経費の総額を上限(ただし、契約限度額以内で、県が適切と認める範囲に限る。)に委託料を支払うものとする。